

消費者保護法

第I編

総則

第1条 目的

この消費者保護法は、商品及びサービスの使用に起因する悪影響から消費者の法的利益、安全を保証することで消費者保護活動を強化し、商品及びサービスの国内生産、輸入、流通を促進し、高品質の商品及びサービスを生み出し、基準を満たし、規制及び規則に従い適切に行動するため、消費者保護活動を組織、管理、検査及び監視するための原則及び措置を定めたものであり、公正、平和及び社会秩序を維持し、国民生活の向上と国の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条 消費者保護

消費者保護とは、商品及びサービス（食品、薬品、化粧品、治療等）を使用したことに起因する影響から、消費者の生命、健康、財産、法的権利及び利益を保護するための措置を執行することをいう。また法令の規定に従い、消費者及び供給者との間で発生する紛争を解決することも含む。

第3条 定義

この法律において使用される用語は、以下の意味を有する。

- 「消費者¹」とは、営利目的ではなく、正当に商品及びサービスを購入又は利用する個人、法人又は組織をいう。
- 「供給者²」とは、製造、販売、卸売、再販目的の購入、サービス提供、販売目的の輸入及び譲渡を行う個人、法人又は組織をいう。
- 「ラベル³」とは、商品、商品の容器若しくは梱包上に表示されるか、商品、商品の容器若しくは梱包に添付されるもので、商品について説明した記述を表す図、印、紙片又は何らかの標章をいい、また商品に添付さ

れるか、表示される書類、取扱説明書又はタグも含む。

- 「サービス」とは、金銭又はその他形式の利益による対価と引き換えに、提供される行為、何らかの財産を使用する権利を許可すること、又はその利益を付与することをいう。
- 「契約」とは、商品の売買又はサービスの利用のために消費者と供給者との間で交わされた合意をいう。
- 「掲示板広告⁴」とは、公共の場所における様々な形態の掲示板による広告並びに新商品及び新サービスの広告をいう。

第4条 消費者保護に関する国家の政策

国家は、消費者保護を奨励するにあたり、法令を定め、消費者保護活動の実施を担当する機関に教育訓練、人材雇用、予算の割当、設備の供給を行うことにより、当該機関が消費者の生命の安全、健康、財産、法的権利及び利益を保証する活動を効果的に実施できるよう支援する条件を策定する。

また国家は、社会全体のあらゆる分野、個人、法人及び国内外の組織が消費者保護活動に寄与することを奨励する。

第5条 消費者保護の基本原則

消費者保護は、次の原則に基づいて実施されなければならない。

- 消費者保護は、国内生産の促進と同時並行で行うものとし、関係の機関が規定する、生産、輸入、流通、サービスの質と基準を保障する。
- 消費者の生命の安全、健康、財産、法的権利及び利益の保護を保証し、環境の維持及び持続的な利用を促進する。
- 契約を履行する供給者と消費者の間において公平性、透明性、正当性を保証する。

¹ ຜູ້ຊົມໃຊ້ ປູ່ຮຸ່ມສາຍ

² ຜູ້ສະໜອງ ປູ່ຮາຣາຣາ

³ ສະໜາກ ສາຣາກ

⁴ ການໂຄສະນາທາງກວ້າງ ການໂຄສະນາທາງກວ້າງ ການໂຄສະນາທາງກວ້າງ ການໂຄສະນາທາງກວ້າງ

消費者保護法

- 商品及びサービスの価格、ラベル、掲示板広告の管理、監視、検査への国民と社会の参加を保証する。
- ラオスが加盟国となっている条約及び国際協定を遵守する。

第6条 消費者保護の実施に関する義務

ラオス国民、永住外国人⁵、外国人、ラオスに滞在する無国籍者は、本法及び他の関連法を遵守及び実施する義務を有し、これには消費者保護担当者の任務遂行に便宜を図り、情報を提供し、協力する義務が含まれる。

第7条 法律の適用範囲

本法は、許可を得て企業登記し、商品及びサービスの製造、輸入、販売及び卸売を行う個人、法人（国内外の組織を含む）、及びラオス国内の消費者に適用される。

企業を登記していない供給者については、他の法律が適用される。

第8条 国際協力

国家は、経験、情報、科学、テクノロジーの交換、及び研修、専門能力のレベルアップを図ることで、消費者の権利及び利益を保護し、消費者保護活動の効率性を高め、かつラオスが加盟している条約及び国際協定を履行するため、世界的な連携・協力を促進する。

第II編

消費者保護

第1章

消費者保護の種類

第9条 消費者保護の種類

消費者保護は次の2種類に分類される。

- 商品使用に対する保護
- サービス利用に対する保護

第10条 商品使用に対する保護

商品使用に対する保護とは、消費者が関係組織の規定に従った、高品質で基準に合致した商品を利用できるように、そして消費者の生命、健康、財産、権利、利益と環境に悪影響を及ぼさないように、措置等の行使を行うことである。

第11条 サービス利用に対する保護

サービス利用に対する保護とは、消費者が関係組織の規定に従い、かつ公正に、高品質で基準に合致したサービスを利用できるように、措置等の行使を行うことである。

第2章

商品の製造、輸入、販売、卸売とサービス

第12条 商品の製造

商品の製造は、関連部局が厳密に定めた条件、基準と規則を遵守して行い、正当でない商品製造による不潔さ、危険性を回避し、消費者の生命、健康、財産、権利、利益と環境の安全を保障する。

第13条 商品の輸入、販売、卸売とサービス

商品の輸入、販売、卸売とサービスは、関連部局が厳密に定めた条件、基準を遵守し、検査を通過し、品質、安全、簡便迅速さを保障し、価額が合理的であり、消費者を侵害しないことである。

第3章

宣伝

第14条 宣伝の原則と形式

宣伝は以下の原則に従って行うこと。

- 宣伝の内容が明白で、商品、マーク、流通、サービスの性質、種類、特徴、質について真実に正当であることを保障すること。
- 商品とサービスについての情報をすべて提供することを保障すること。
- 他人の商品やサービスの妨害や、貶しめる宣伝をしないことを保障すること。

宣伝はすべての形式で行うことができる。例えば掲示板広告、マスコミメディアを通じての宣伝などである。

第15条 宣伝の許可

商品とサービスの宣伝をしようという目的を持つ個人、法人また組織は、法律の定めにしたがい情報文化関係当局に許可を申請しなければならない。

商品とサービスの宣伝の内容については、関係の部局の定めにしたがって正しく執行しなければならない。

第16条 宣伝の修正

消費者の利益を侵害する、事実ではない宣伝が見られた場合には、関連の消費者保護の担当官は広告主にそれを通知し、宣伝を正しく修正させるために、まず宣伝を中止させ、修正ののち宣伝を継続させる。

第17条 情報へのアクセス

消費者を情報にアクセスさせ、危険な商品とサービスについて知り、理解させるために、消費者保護業務執行機関また供給者は、その情報を以下のようにマスコミのメディアや掲示板広告などを通じて、複数の形式で告知する。

⁵ ຊາວຕ່າງຊົນ ສາອາຕ່າງຊົນ

1. 商品とサービスの利用が生命と健康に危険を及ぼすリスクについて告知すること。
2. 商品とサービスの質、基準について証明するために、再検査または再試験している商品とサービスについて告知し、検査と試験の結果を得次第、それを消費者に知らしめること。
3. 商品が流通した後で、供給者がその商品の危険性を示す情報を得た場合には、供給者は消費者保護業務執行機関に対し通知し、消費者に緊急に知らせ、適切な解決措置を行うこと。

商品とサービスの検査、再試験の費用、商品とサービスの危険性の情報を、マスメディアや掲示板宣伝を通じて通知する費用については、供給者の責任とする。

第4章 ラベルの貼付と契約

第18条 ラベルの貼付

企業登記書を持つ供給者の製造、輸入、卸売する商品にはラオス語でラベルが貼付されていなければならない。特に消費者の生命、健康、安全に対してリスクを持つ商品の場合である。

第19条 ラベルの内容

商品に貼付されるラベルの主な内容は以下の通り。

1. 商品の性質または種類
2. 卸売のための製造または輸入した者の登記された商標
3. 製造場所または卸売のために輸入した者の住所、製造国名
4. 金額、数量、分量、質、容量、添加物、使用方法、使用上の注意、製造年月日、消費期限

第20条 ラベルの内容の修正

ある商品にラベルが貼付されていない、またはその商品の役目や性質に対してラベルが正確でなく、内容が完全でないことが発見された場合には、関連の消費者保護担当官は、供給者に一時的な輸入と卸売中止をさせ、ラベルの内容の修正をさせ、その後輸入、卸売を再開させる。

第21条 契約

ある商品またはサービスの事業活動において、供給者と消費者は、契約内外債務法に合致した契約をしなければならない。そしてその契約は正しく、完全かつ迅速に履行されなければならない。

第III編 消費者保護業務の執行 第1章

国家の消費者保護業務執行機関

第22条 消費者保護業務執行機関

中央から地方に至る国家の消費者保護業務執行機関は以下の分野から構成させる。

- 商業工業分野
- 保健分野
- 農業森林分野
- 科学技術分野

国家の消費者保護業務執行機関の組織構成と職員については、特別規則に定める。

第23条 商業工業分野

消費者保護業務において、商業工業分野は、商業工業分野の加工、マーケティング、価格、サービスについて、他の関連部局と調整し、中心的に責任を持つ。さらに、他の分野の責任範囲において規定されていない問題についても担当する。

第24条 保健分野

消費者保護業務において、保健分野は、保健分野の食品、薬、医療器材、保健・医療サービスについて責任を持つ。

第25条 農業森林分野

消費者保護業務において、農業森林分野は、農業森林分野の製造手続、肥料、農業で使用する化学物質、害虫駆除薬、家畜治療薬、家畜餌、農業生産物、植物苗種、家畜種、農業用用具、農業車両について責任を持つ。

第26条 科学技術分野

消費者保護業務において、科学技術分野は、科学的活動、テクノロジー、質、基準、測定、重量計測、知的財産について責任を持つ。

第27条 消費者保護業務執行機関の権利と役割

消費者保護業務執行機関は、以下の権利と役割を有する。

1. 消費者保護について正当かつ厳密に方針と規則を執行する。
2. 消費者保護の法律規則について助言を与え、消費者と供給者間の紛争を解決する。
3. 製造、輸入、また市場で販売されている商品とサービスの宣伝、ラベル貼付、包装、計測および価格について、その内容と形式を検査する。
4. 商品とサービスの質保証書、基準証明書、企業登記書、商品とサービスに関係するその他の書類を検査する。
5. 製造、商業、サービスの事業執行に使われる製造物、または商品、または物、またそれ以外の物を検査のために見本として保管する。

消費者保護法

- 不正な商品、車両、または商品の箱、ラベルまたはそれ以外の書類を押収または没収する。また同時に事件手続の証拠とするために記録書を作成する。
- 製造、加工、または製造物と商品の改造と関連のある場所、建物、販売場所、店舗、倉庫、サービス地の検査をする。
- 商品の質、基準、サービスと環境について、人、法人または組織の代表者に質問する。
- 自分自身の責任範囲において法律規則に違反があった場合、商品、サービスに関連する保証書、企業登記書、またはその他の書類の取下げまたは取下げ提案をする。
- 消費者保護業務において、他の組織や地方自治組織のすべてのレベルとお互いに協調する。
- 上部組織からの委任に基づき、消費者保護業務について外国と連絡協力する。
- 消費者保護業務について、上部組織に対し定期的なまとめ、評価、報告をおこなう。

第28条 上記以外の分野

消費者保護業務において、上記以外の分野には、自らの使命、権利、役割に従った責任を持つ。

第29条 消費者保護担当官

消費者保護担当官とは、関連の省の大臣から任命を受けた公務員のことである。

消費者保護担当官の基準、権利と役割については、別に規定する。

第2章

消費者保護協会

第30条 協会の位置と使命

消費者保護協会は、その活動から利益を求めず、法律規則に従って設立される社会組織であり、消費者の支援、相談、助言の提供、消費者の正当な権利と利益の保護をその使命とする。

消費者保護協会の組織と活動については、特別規則で定める。

第31条 協会の権利と役割

消費者保護協会は以下の権利と役割を有する。

- 法規則に則り、消費者からの訴えを受領、研究、検討し、消費者と供給者の間の調停を行う。
- 紛争解決と供給者への訴えにおいて、消費者を代表する者となる。
- 供給者の法規則違反について、国家の消費者保護業務執行機関に対し通報する。

- 国家の消費者保護業務執行機関に対し、消費者保護担当官の不正な行為を通報する。
- 消費者保護業務に関する措置と法令整備について、消費者保護業務執行機関に意見を提言する。
- 商品とサービスについて消費者が問題を抱えているときに、消費者に助言、支援を与え、調停の中で代理人となる場合には、透明性と公正を保障する。
- 法規則と関連の国家機関からの委任に従い、権利と役割を執行する。

第IV編

消費者と供給者の権利と義務

第1章

消費者の権利と義務

第32条 消費者の権利

消費者は以下の権利を有する。

- 自らの希望に応じて商品の購入またはサービスの利用を選択、決定する。
- 質、価格、製造場所、製造者、使用方法または取扱説明書、特徴、付属品、製造年月日、使用期限、商品許可証、アフターサービス、必要なその他の情報について、明白な情報文書や助言を受ける。
- 商品とサービスの利用の際に、生命、健康また財産への安全を保障される。
- 請求または訴えにより、質を伴わない、または基準を満たさない商品とサービスの利用で、生命、健康また財産への影響による損害に対する補償を受ける。
- 商品の偽造、基準を超えた環境への悪影響など法規則違反のある製造事業、ビジネス、サービスについて、消費者保護業務執行機関に通報する。

第33条 消費者の義務

消費者は以下の義務を有する。

- キープ貨によって商品代金やサービス代金を支払う。
- 使用上の注意事項または取扱説明書に従って、正しく商品やサービスを使用する。
- 関係の担当官に対し、質の伴わない、基準を満たさない商品とサービスについて情報を提供する。

第2章

供給者の権利と義務

第34条 供給者の権利

供給者は以下の権利を有する。

- 法規則に従い、製造、流通、卸売、サービス事業を行う。
- キープ貨で商品、サービスの価格を決める。

3. 事実に明白、正当に商品やサービスの質について宣伝を行う。
4. 消費者保護業務、また自身の商品、サービスの著作権侵害についての訴え、要望書を、関連の消費者保護業務執行機関に提出する。

第35条 供給者の義務

供給者は以下の義務を有する。

1. 関連の法律の定めに従い商品とサービスの質と基準を保障する。
2. 定められた基準を超える環境への悪影響を及ぼす商品とサービスを製造、輸入、販売しないことを保障する。
3. 商品とサービスの製造、輸入、販売に関する情報文書を事実に従い、明白、正当に、消費者に提供する。
4. 自身が提供した、質を伴わない、基準に満たない製造物、商品、サービスによって生じた損害に対して責任をとる。
5. 消費者との契約を厳密に履行し、規則にしたがった商品のラベルを貼付する。
6. 関係の担当官に対し、協力し、自身の商品とサービスに関する情報文書を提供する。

第V編

消費者と供給者の間の紛争解決

第1章

紛争解決

第36条 紛争解決の原則

紛争解決は以下の原則に従って行う。

- 法規則に正当かつ合致
- 平等
- 透明かつ公正
- 迅速

第37条 紛争解決の方法

消費者保護に係る紛争は、以下の方法で解決することができる。

1. 和解⁶による紛争解決
 2. 調停⁷による紛争解決
 3. 消費者保護業務執行機関による行政的解決
 4. 経済紛争解決機関⁸、または国民裁判所による解決
- 消費者保護の紛争解決において、当事者は双方の満足に従って、解決の方法を選択することができる。

⁶ ປະນີປະນອມ ບານີບານົມ

⁷ ໄກ່ເກ່ຍ ໄກ່ເກ່ຍ

第2章

和解による解決

第38条 和解

消費者と供給者の間に紛争が生じた場合には、下記の手順で、当事者に対しできる限り話し合いおよび和解によってその紛争を解決するようにさせる。

1. 商品またはサービスに起因して自分の権利、利益が侵害、損害を受けた場合には、消費者は供給者に直接か、供給者からそれを受けた個人または法人に、損害補償を提案または請求する権利を有する。
2. 供給者は、提案または請求を受けた日から数えて3日以内に、消費者からの提案または請求に返答しなければならない。
3. 供給者は適切な時間内で、しかし返答をした日から7日間以内に、問題を解決しなければならない。
4. 消費者は、和解交渉がまとまらないときには、これ以外の紛争解決の方法を利用する権利を有する。

第39条 和解の記録書

消費者と供給者は、和解交渉の記録書を文書の形で作成しなければならない。ただし他の合意がある場合を除く。

お互いに和解した事項については、双方が記録書または合意にしたがって執行する義務を有する。

第3章

調停による解決

第40条 調停

消費者と供給者の間に紛争が生じた場合には、当事者は以下を提案する権利を有する。

1. 調停人として当事者双方が受け入れる個人または法人を選任すること。
2. 法律規則に合致する形で調停を行うこと。

第41条 調停の原則

調停は以下の原則に従って行う。

1. 平等、透明、客観的、公正、強制の禁止、虚偽詐欺の禁止
2. 非公開、双方の情報文書の秘密保証。ただし、合意がある場合、または法律が別の規定をしている場合はその限りでない。
3. 法律規則に違反する紛争調停の不執行

第42条 調停ユニット

⁸ ອົງການແກ້ໄຂຂໍ້ຂັດແຍ່ງທາງດ້ານເສດຖະກິດ ອອນກ່ານ・ເກ່ຍກ່າຍ ເກ່ຍກ່າຍ ເກ່ຍກ່າຍ ເກ່ຍກ່າຍ

消費者保護法

国家の消費者保護業務執行機関は、1人から3人の職員で自身の調停ユニットを設置し、自身の責任に応じて消費者と供給者の間の紛争調停を行う。

消費者保護協会も消費者と供給者の合意に従い、調停を行うことができる。

第43条 調停の期限

調停は、以下の時間的期限に従って行う。

1. 調停ユニットは、調停要請書を受けた日から数えて7日以内に当事者に通知を发出して調停実施につき知らせる。
2. 調停の時間については、双方で合意させるが、調停開始の通知を发出した日から1か月を超えない。
3. 当事者は調停をいつでも中止する権利を有するが、その場合には調停ユニットに文書で申請しなければならない。

第44条 調停記録書の内容

調停の際は以下の内容からなる記録書を作成しなければならない。

1. 当事者の名前と姓
2. 調停を行う問題
3. 調停人また参加者の名前と姓
4. 調停の年月日と実施場所
5. 調停の結果
6. 調停記録書の執行期限
7. 当事者の署名と拇印
8. 調停人の署名

第45条 調停記録書の執行

調停記録書は以下の通り執行すること。

1. 当事者は、調停記録書の執行にあたって主体者として自覚を持たなければならない。ただし、十分な理由と共に調停記録書の破棄要請があった場合を除く。
2. もし当事者のどちらか一方が、調停記録書の執行において十分な理由なく主体性に欠ける場合、もう一方の側は消費者保護業務執行機関に検討を申請する権利を有する。

第46条 調停記録書の執行手順

調停記録書の執行手順は以下の通りである。

1. 調停ユニットは、公務日3日間以内に関係する国家の消費者保護業務執行機関に対し調停記録書を送達する。
2. 調停記録書を受け取った日から数えて公務日5日以内に、関係の消費者保護業務執行機関は当事者双方に調停記録書の執行について勧告する。
3. もし義務を果たさなければならない側が合意された内容の通りの執行をしないときには、消費者保護業務執

行機関は、権限をもつ機関に対し、法規則に従いなんらかの強制措置を下すよう申請する権利を有する。

第47条 調停記録書の解除要請

もし調停が本法第41条に定める調停の原則に違反し、そしてそれが自分自身の利益に損害を与えているとみられる場合には、当事者は関係する消費者保護業務管理機関に対し、当該の調停記録書の解除要請を申請する権利を有する。

調停記録書の解除要請を受理した日から数えて5日以内に、消費者保護業務管理機関は、当該の調停記録書の解除合意、または非解除について決定し、当事者にその理由を通知する。

第4章

消費者保護業務執行機関による行政的解決

第48条 行政的解決

消費者と供給者の間に紛争が生じた場合には、当事者は、消費者保護業務執行機関、または関連の他部局に対し規則に従った行政的解決のために訴えをおこす権利を有する。

第49条 訴えの提起

訴えの提起は以下のように執行する。

1. 自分の所在地の消費者保護業務執行機関に対し、消費者は訴えを提起することができる。
2. 消費者は、以下の書類、証拠等を提供する役割がある。
 - 供給者との間で売買したことに関する証拠
 - 供給者の契約違反行動に関する証拠

損害を受けた供給者の側も、同様に訴えを提起する権利を有する。

第50条 消費者からの訴えを解決するための期限設定

消費者からの訴えを解決するための期限設定は以下のように行う。

1. 消費者からの訴えを受領した日から数えて公務日10日以内に、消費者保護業務執行機関は消費者からの訴えに関して説明をさせるため供給者側を召喚する。
2. 消費者保護業務執行機関からの召喚を受け取った日から数えて7日以内に供給者は説明をおこなわなければならない。
3. 供給者の説明を受領した日から数えて30日以内に、消費者保護業務執行機関は当該の訴えを解決するための決定を发出しなくてはならない。
4. 必要性がある場合には、消費者保護業務執行機関は当事者を招き追加的に説明をする、または関係する部局また専門家を招いて解決のために共に研究することもできる。

第51条 訴え解決の管轄

消費者保護業務執行機関は、以下の通り、訴えを解決検討するための権限を有する。

郡レベルは商品とサービスの価額が1億キープ未満について訴えを解決検討するための権限を有する。

県レベルは商品とサービスの価額が1億キープ以上について訴えを解決検討するための権限を有する。

第52条 訴え解決の決定内容

供給者側に違反があった場合、消費者の訴えをするための解決決定は以下の内容から構成される。

1. 契約に従って供給者に消費者に対する義務を果たさせること
2. 供給者に対し、消費者の損害補償をさせること
3. 違反があった場合には供給者に、消費者に及んでいる悪影響を回復させること

消費者の訴えを解決するための決定では、もし供給者が違反者でなかった場合には、消費者の訴えを取り消しさせ、同時にその理由を説明すること。

一方、供給者側の訴えを解決するための決定においても、上記の手続きと同様に執行すること。

第5章

経済紛争解決機関または国民裁判所による解決

第53条 経済紛争解決機関による解決

消費者と供給者の間に紛争が生じたときには、当事者は、法の定めに従い経済紛争解決機関にその解決検討のために申し立てをする権利を有する。

第54条 国民裁判所による解決

消費者と供給者の間に紛争が生じたときには、当事者は、法規則に従い国民裁判所に判決を受けるのために訴訟を行う権利を有する。

第55条 国際紛争解決

国際的な消費者保護の紛争解決については、ラオス人民民主共和国の国内法か、またはラオスが加盟する条約また国際協定に従って執行する。

第VI編

禁止事項

第56条 担当官また職員の禁止事項

以下の行動を担当官また職員に禁止する。

1. 消費者また供給者に対して非公正で、偏見的、法規則に不当に、役割を執行すること。
2. 自分の利益のために役職地位、権限、役割を濫用すること。消費者保護に関係する賄賂を收受すること。
3. 書類の偽造または偽造文書の使用。秘密の暴露、商品とサービスの関係書類の情報操作や文書の破壊。

4. 消費者保護に関係する法律規則に違反するその他の行動。

第57条 消費者の禁止事項

消費者に以下の行動を禁止する。

1. 質の低い、または基準に満たない商品やサービスを推奨すること。
2. 商品やサービスを誹謗中傷する不当な宣伝。または供給者に損害を及ぼす行為。
3. 不公正または未完全な供給者との契約履行
4. 担当官、職員または供給者の法律規則違反を見逃すこと
5. 環境に悪影響を及ぼしたり、法律規則や国家の美しい伝統に反したり、他人や社会の生命、健康、財産に危険を生じさせたりする商品またサービスの利用
6. 許可なく商品とサービスの代金支払に外国の通貨を使うこと
7. 消費者保護に関係する法律規則に違反するそれ以外の行動

第58条 供給者の禁止事項

供給者に以下の行動を禁止する。

1. 質の低い、基準を満たさない商品、偽造商品、コピー商品、禁止商品の製造、輸入、卸売り。
2. 質の低い、基準を満たさない、法律規則、伝統に反するサービスの提供
3. 不公正または未完全な消費者との契約履行
4. 基準を越える公害を引き起こしたり、消費者の生命、健康、財産に損害を及ぼしたりする商品の提供
5. 商品やサービスに係る、正当でない、または誇大な情報文書を宣伝し、提供すること
6. 商品やサービスに係る書類の偽造、または偽造された書類の使用
7. 不当な商品やサービスの提供において、詐欺を行い、贈賄をすること
8. 外国の通貨による商品またサービスの価格の表示や広告、代金の受取
9. 消費者保護に関係する法律規則に違反するそれ以外の行動

第59条 その以外の個人、法人の禁止事項

他の個人または法人に対し、以下の行動を禁止する。

1. 消費者保護業務の執行において、供給者の業務を妨害、侵害すること
2. 商品またはサービスの質、基準について他人が誤解するような不当な宣伝をし、または供給者を侮辱すること
3. 法律規則違反の供給者を支援、保護すること

消費者保護法

- 消費者保護の担当官の業務執行に暴力をつかったり、強制威嚇したり、妨害すること。
- 消費者保護に関わる贈収賄の仲介をすること。
- 消費者保護に関係する法律規則に違反するそれ以外の行動

第VII編

消費者保護業務の管理と検査

第1章

消費者保護業務の管理

第60条 消費者保護業務管理組織

政府は消費者保護業務を全国で中央集権的かつ統一的に管理するが、商業工業省を中心機関として委任し、保健省、農業森林省、国家科学技術機関、その他の部局や地方自治組織と連絡調整をさせる。

消費者保護業務管理組織とは、本法の22条に定める消費者保護業務執行機関と同一である。

第61条 消費者保護業務管理組織の権利と役割

消費者保護業務管理機関は以下の権利と役割を有する。

- 政府に提出し検討させるための消費者保護業務に係る政策、法規則、戦略また計画を研究する。
- 自身の責任に従って、社会に対し消費者保護の宣伝、政策、法規則、戦略、計画の普及を行う。
- 自身の役割に従って、消費者保護に関する決定、命令、通達、告示を発出する。
- 自身の責任範囲の中で、関係する他の分野部局、地方自治組織と連携し、消費者保護業務の指導かつ追跡調査を行う。
- 自身の権利と役割の範囲に従って、消費者保護に関し、法規則に矛盾する決定、命令、通達、告示の一時中止、変更、取消を行う。
- 消費者保護協会について、設立または解散申請、活動の追跡調査と管理を行う。
- 自身の分野の消費者保護担当官の育成、研修、レベルアップ、任命または解任を行う。
- 消費者保護担当官の法規則違反に関する市民の訴えの受理と解決
- 自身の権利と役割の範囲に従い、消費者保護業務に関して外国と連絡協力を行う
- 定期的に消費者業務執行の成果について、上位機関にまとめ、報告を行う
-

第2章

消費者保護業務の検査

第62条 消費者保護業務検査機関

消費者保護業務検査機関は以下から構成される。

- 内部検査機関は、本法の60条に定める消費者保護業務管理機関と同一の機関である。
- 外部検査機関は、国民議会、国家検査担当機関、国家監査機関、が法律規則に定められた自身の使命、権利、役割に従って、消費者保護業務の検査を行う。

第63条 検査の内容

消費者保護業務の検査の内容は以下の通りである。

- 消費者保護業務についての政策と法規則の執行
- 消費者保護業務執行機関の組織と活動
- 消費者保護担当官の業務執行における活動、責任、振る舞い、方法

第64条 検査の形式

消費者保護業務の検査は以下の3つの形式からなる。

- 定期検査
- 事前通告検査
- 抜打検査

定期検査とは、計画に従い、先に日程が決められている検査であり、最低1年に2回行う。

事前通告検査とは、計画にないが、必要性が認められるときの検査で、最低でも検査の24時間前に検査される者に通知したうえで行う検査である。

抜打検査とは、必要性和緊急性が認められる場合に、事前に検査させる者に知らせることなく行う検査である。

検査は、書類上の検査と、関係の現場での実際の業務検査を行う。

検査は、厳密に法規則に従って執行する。

第VIII編

成果をあげた者への特別褒賞と違反者への措置

第65条 成果をあげた者への特別褒賞

この法律の執行において目覚ましい成果をあげた、個人、法人または組織は、法規則に従い、褒賞または他の表彰を受ける。

第66条 違反者への措置

消費者保護において法律規則に違反をした個人、法人または組織は、その違反の軽重に従って、注意指導、懲戒、罰金、民事的措置または刑事罰に処せられる。

第67条 注意指導措置⁹

個人、法人または組織の消費者保護に関する法律規則違反、例えば軽微な禁止違反や初めての違反の場合は、注意または指導の措置を受ける。

⁹ မာဂဏ်းကဏ္ဍလိာ်ကဏ္ဍလိာ် မာတဂျာ်-နုကဏ္ဍလိာ်

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が、公布のための国家主席令を公布した日から90日後に発効する。
本法律に抵触する規則、法律またはそれ以外の法令は、すべて無効とする。

国民議会 議長

第68条 懲戒措置¹⁰

刑事罪にあたらぬが、消費者保護に関する法規則と禁止事項違反をし、消費者や供給者に損害を生じさせた上報告を怠り、罪から逃げようとした職員や消費者保護担当官は、以下のように懲戒処分を受ける。

1. 公務員規則に従い戒告。同時にその者の履歴に記録する。
2. 昇進、昇給、褒賞の停止
3. 降任または降格のうえ他の部門に異動
4. あらゆる手当等なく公務からの免職

懲戒措置に処された者は、不正に得た財物をすべて組織に返還しなければならない。

第69条 罰金措置

刑事罪にあたらぬが、消費者保護に関する法規則と禁止事項違反ですでに2回の戒告を受けた個人、法人または組織は、別に特別規則で定めるように罰金処分を受ける。

第70条 民事的措置

質が低く基準を満たさない商品またサービスの製造、輸入、販売、卸売りによって他人に損害を生じさせた個人、法人または組織は、自分が生じさせた損害の補償をしなければならない。

第71条 刑事的措置

権限、役職、役割の強制、濫用、収賄また贈賄、秤や計測の偽造、書類の偽造、偽造された書類の使用、個人的利益のための秘密の暴露、禁止商品の製造、販売、環境に甚大影響をあたえる公害を引き起こす商品やサービスの卸売り、他人の生命、健康、財産への甚大被害、それ以外の消費者保護に関係する行為で刑事罪に当たるものを行った者は、刑法の定めに従い刑事罰を受ける。

第72条 追加刑罰

本法の71条で定めた主刑罰以外に、違反者は、企業登記やそれ以外の種類の一時中止または取り消し、違反に関係する財物または利益の没収等の追加刑罰をうけることがある。

第IX編 最終規定

第73条 施行

ラオス人民民主共和国政府が本法を施行する。

第74条 効力

¹⁰ ມາດຕະການທາງວິໄນ ມາຕາງານ・ターンヴィナイ